

それをやろうとしているわけです。それで、それは筋違いだとおっしゃるから。確認ですけれども、合同検証委員会はないのでしょうか。

**(熊倉防災局長)**

基本的に、報告書をまとめて一段落ついています。

**(田中委員)**

終わりですよ。

それでもう一つ、これだけ確認させてください。今回、地震が発生してスクラムがかかったことは明快ですよ。それは運転員の方も認識されていたことですよ。そうしますと、起因事象は地震ですよ。そうすると、事象ベースのAOPベースで第22章、自然災害の中の大地震によってスクラムした場合と書いてあります。これはどういう意味ですか。EOPを除外してそちらへ行くという意味ではないのですか。だから、EOP自体を適用していることはもうだめなのです。そうではないのですか。第22章、自然災害の1Aですか、それからその先で外部電源喪失1Eですか、そういうほうに行くと書いてあります。必ずEOPを適用するのではなく、ああいう大地震の場合はこちらを使えと。第22章です。それが前年、2010年に追加されています。そちらに行くのではないのですか。だからEOPなんて使うこと自体間違っているのです。それを確認しておきたい。

**(東京電力HD：菅野GM)**

東京電力ホールディングスの菅野といいます。

今、ご指摘のとおり、前年に自然災害の大規模地震、新潟県中越沖地震の反映ということで、新たに追加された手順です。今のご指摘の、スクラムした後、EOPではなく大規模災害の手順を使うべきではないかというご指摘ですけれども、まずは必ずこのRCスクラムというEOPの全体の原子炉制御、それからタービン、電源といったところを監視する制御は必ず使うのです。

**(田中委員)**

それを探しましたけれども、どこにもそれは書いていないのです。どこを見ればいいですか。

**(東京電力HD：菅野GM)**

EOPの導入条件に。

**(田中委員)**

それはどういうことかという、AOPで運転をしているときにそういう状況が起こったらEOPをやれと言っているのです。その地震を見ろという意味です。しかし、その前提をよく読んでください。AOPで操作中にこういうことが起きたらという前提があるの

です。

(東京電力HD：菅野GM)

そのとおりです。先ほどの参考の3に書いた資料の、スクラムした場合と、それからスクラムしなくてAOPの対応をしている最中にスクラムしたあとの措置。

(田中委員)

ですよ。それでよろしいですよ。そうしたら、最初にはAOPではないですか。

(東京電力HD：菅野GM)

最初からスクラムしたので。

(田中委員)

いや、だから、AOPを使っていたときにやりなさいということですよ。EOPをやる前にAOPでやっていたときに対応しなさいと言っているのです、これは。だからAOPは使っていたことになるではないですか。

(東京電力HD：菅野GM)

地震と同時にスクラムしていますので、まずは…。

(田中委員)

そうしたらAOPを使っていないですから、最初に適用範囲というところだと思うのですが、それは使えないですよ。不備です。AOPでやっているときにこういうことが来たら自然災害のところに行きなさいという言い方ですよ。よく読んでください。

(東京電力HD：菅野GM)

ちょっと、具体的な条件の話になっていますから。

(田中委員)

では、それは文書を書きますから、教えてください。

(東京電力HD：菅野GM)

はい。

(田中委員)

それで、私は少しお願いというか、もう少し柏崎刈羽原子力発電所の保安規定と東京電力ホールディングスの柏崎刈羽原子力発電所の保安規定、それから運転手順書を、今、よく読んでいるところなのですが、いろいろ疑問があるのです。ぜひ、委員会で、今日も少しあったと思いますけれども、保安規定と運転手順書が本当に福島第一原子力発電